

要望書（回答）

1、充実・安定した社会保障制度の確立

（１）、財源の確保

- ① 社会保障費の見直し議論については財政健全化の中にあっても、必要な社会保障サービスが利用でき、すべての人の生活が保障されるよう必要な財源を確保することと考えますが、少子化対策の議論の中では、健康保険率の見直しや後期高齢者保険料の段階的な引き上げなど、不安な状況となっています。市として、安心・安定した財源を確保すること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

充実・安定した社会保障制度を確保するためには、給付と負担のバランスが重要であり、現役世代の負担が過度にならないように、世代間の公平性を確保しつつ、各制度の見直しが行われております。

医療保険制度の持続性及び財政健全化の両立に向けては、社会保障費の負担増が市民生活に大きな影響が伴うことから、国の責任において財政措置の確保が図られるように、引き続き、国や北海道に対して要望してまいります。

（福祉部介護福祉課 担当）

介護保険制度につきましては、効果的かつ持続可能な制度を推進する観点から、社会経済情勢等の変化に応じて、これまでも様々な見直しが行われてきたところです。

本市としましては、今後も必要な方に必要な介護サービスが提供される体制を構築していくため、苫小牧市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護給付費準備基金の適正管理を図るなど、十分な財源の確保に努めてまいります。

- ② 物価高騰が続く中、市民の生活は疲弊しています。その中でも特に年金生活者は限られた年金のみによる厳しい生活実態となっています。このため、市は独自に物価高騰対策を早急に実施すること。

【回答】（総合政策部政策推進課 担当）

本市は、これまで、物価高騰に直面して生活に困っている市民や事業者に対して、臨時交付金を活用し様々な物価高騰対策を行ってまいりましたが、現在も、物価高騰の影響は続いており、市民や事業者を取り巻く環境は困難な状況が続いていると考えているところです。

国は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）」に、低所得者支援枠について給付金の支援を行うとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、重点支援地方交付金を追加する旨を盛り込み、本市には、低所得世帯支援枠分として929,997千円、推奨事業メニュー分として407,144千円の交付限度額が示されました。

当該交付金の交付対象事業は、物価高騰対応により重点的・効果的に活用されるよう、国として、効果的と考えられる推奨事業メニューを示し、地方公共団体の取組を後押しすることとしていることから、その趣旨に則って活用することが前提となっております。

本市では、この趣旨を勘案するとともにこれまでの議会討論や団体等からの要望を踏まえ、低所得者世帯や子育て世帯に対する生活者支援や市内中小企業等に対する事業者支援など、この交付金を活用した新たな物価高騰対策を構築し、限られた財源の中で、その時々の実情に応じて、必要となる支援を検討してまいります。

（２）人材の育成・確保と処遇の改善

昨年の回答で処遇改善された医療機関は、多くありますが、診療報酬の施設基準では、全ての医療機関が対象とならないことから、残された医療機関も対象とするよう国に働きかけること。

介護人材における処遇改善加算や臨時の報酬改定による改善状況について明らかにすること

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

国は令和6年度の診療報酬改定で、処遇改善などに充てる人件費分として0.88%引き上げており、各医療機関においても適切に取り扱われているものと認識しております。

引き続き、医療人材の確保・定着や更なる処遇・労働条件の改善に向け、国や北海道に対して働きかけてまいります。

（福祉部介護福祉課 担当）

介護従事者の処遇改善につきましては、本年2月から5月まで、月額6,000円相当の賃上げを行うための補助金が交付されているほか、令和6年度報酬改定におけるプラス改定分のうち6割が介護職員の処遇改善分とされたことで、特に訪問介護等における処遇改善加算は最大で24.5%の加算率となりました。また、国による処遇改善加算取得支援の取組として、加算取得に関する相談窓口の開設や、社会保険労務士による無料個別相談支援が行われています。

なお、介護人材の確保については、市としても、現在の介護職員就業支援事業の内容に加え、介護職員の業務負担軽減を図るため、ケアプランデータ連携システムの利用の推進や、介護ロボット・ICT等の活用を促進するための取組などを実施してまいります。

（３）医療提供体制の整備

- ① 将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進目的は、医療費削減ではなく、医療介護総合確保推進法が求める「質の高い医療提供体制」と医療・介護の連携より充実するとしているが、第８次医療計画における検討状況と今後の見通しについて明らかにすること。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

第８次医療計画については、計画期間を 2024 年度から 2029 年度までとしており、地域医療の確保において重要な課題となっている 5 疾病・6 事業及び在宅医療について、医療連携体制の構築を図ることや、病床の適正配置、医師をはじめとする医療従事者の確保など、今後の医療提供体制の充実・強化を図ることが盛り込まれた内容となっております。

本市としましては、医療計画や現在策定を進めている医療DX構想に基づき、患者が住み慣れた地域で病状に合わせた生活が続けられるよう、引き続き北海道や苫小牧市医師会などの関係機関と連携を図りながら、医療・介護連携を推進し、切れ目のないサービス提供体制の構築に努めてまいります。

- ② 地域医療構想において二次医療圏ごとに調整会議で議論される具体的な医療提供体制整備にあたっては、地域住民や病院従事者などへ情報を公開するとともにその議論に参画できるようにすること。地域医療調整会議での議論経過や地域の代表の関りなどについて詳細に公開することや議事録等の公開も速やかに行うこと。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

東胆振圏域における地域医療構想調整会議については、苫小牧保健所が取りまとめを行っており、これまでの会議内容についても胆振総合新興局ホームページにて公開されているところです。

今後も関係機関と連携を図りながら、情報共有に努めてまいります。

- ③ 厚生労働省が求める「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等」については、地域医療構想調整会議において民間も含むすべての医療機関も対象とした議論となるよう支援すること。加えて感染症のまん延防止に最優先に取り組み、地域の拠点病院となっている公立病院の安易な統廃合は行わないこと。

【回答】（病院事務部経営管理課 担当）

東胆振圏域地域医療構想調整会議の分科会である病院部会は、苫小牧市医師会や王子総合病院などの民間医療機関からの委員で組織しています。当部会では、今後必要とする医療機能等について協議しており、その内容は圏域内の医療機関で共有しています。

感染症のまん延防止対策としては、病床確保や発熱外来の開設など各々の医療機関が役割を担い協力することになっています。

なお、当会議において、現時点で公立病院の統廃合に向けた協議、検討は行われておりません。

- ④ 地域医療構想区域で偏在のない医療人材を確保するため、医師、看護師、コメディカルなどの処遇や働き方改革による勤務環境の改善を通じて人材の定着をはかる施策を拡充すること。

2024年4月から医師の働き方改革による36協定締結状況や宿日直許可の申請、労働時間と自己研鑽の該当性の取扱い状況など、各医療機関におけるそれぞれの対応状況など道として把握していると思うが、公表できる内容について明らかにすること。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

診療報酬の改定に伴う0.88%の引き上げ分につきましては、処遇改善などに充てる人件費として各医療機関において適切に取り扱われているものと認識しております。

また、医療人材の確保につきましては、国や北海道に対して働きかけていくとともに、苫小牧市医師会をはじめとする関係機関との連携により、人材定着を図る諸施策の継続に努めてまいります。

（病院事務部経営管理課 担当）

医師の働き方改革は、医療現場の労働環境改善と持続可能な医療提供体制の構築を

目指す重要な取組であり、各都道府県はその進捗状況を注視し、必要な支援を行っていくものと考えておりますので、今後その状況について国や都道府県の責任のもとで明らかになるものと認識しております。

なお、北海道では、各医療機関における自主的な勤務環境改善の取組に対する支援を行うために「北海道医療勤務環境改善支援センター」を設置し、医療機関の勤務環境改善に関する相談を無料で受け付けており、活動実績はホームページで公開されています。

- ⑤ がん治療を受けている方の療養生活をサポートするために、医療用ウィッグ購入等に対する助成事業に取り組んでいる自治体も増えています。道内でも一部自治体では補助を行っていますがまだまだ少ない状況です。

北海道がん対策推進基本計画において、「がん患者等が治療と仕事を両立」として多くの取り組みがあります。また、アピランスケアによって、治療後も同様に生活を維持する上で、治療に伴う外見変化に対するサポートの必要性も記載されています。このため、取り組みを進めること。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

本市では、治療と仕事の両立に資する健康経営優良法人に対する表彰制度を創設しているほか、定期的に「こころの相談日」を開催し、保健師が本人や家族等に対する心のケアを行っております。

また、市内医療機関が開催する「患者交流会」や「がん患者交流サロン」の周知を行うなど、がん患者等に対する様々な支援を行っており、今後も労働者の不安解消に努め、当事者の精神的ケアを促進できるよう努めてまいります。

（４） 低所得高齢単身女性の要求について

- ① 高齢女性の貧困の原因である雇における賃金・待遇の不平等や役割分業意識の解消をはかること。このため、市としてさらなる対策を進めること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

近年、女性の採用促進や職域拡大などによる活躍が進んでいる一方、日本の労働市場においては、依然として男女間の賃金等の格差が存在しており、その是正が求められているものと認識しております。

市としましては、市内企業に対し、労働基本調査を実施し、実態把握を行うとともに

に、女性活躍推進法の内容や男女間の賃金格差解消のためのガイドライン等を周知することで、格差や不平等を解消するための企業の自発的な取組を促してまいりたいと考えています。

- ② 「男性稼ぎ主」モデルを前提とした第 3 号被保険者制度や、遺族厚生年金を社会状況の変化に合わせて見直しをはかるよう国に求めること。

【回答】（市民生活部保険年金課 担当）

第 3 号被保険者及び遺族厚生年金制度は、専業主婦世帯が多かった時代に、女性の年金権や生活保障を確保する目的として導入された制度です。

その後、女性の就労促進など共働き世帯が多数を占めるようになった状況下において、国では、年金制度の改正に向けて議論が加速しており、今後の動向に注視してまいりたいと考えております。

- ③ コロナ禍で更に深刻化した高齢女性の貧困解消に取り組みを周知するための広報・宣伝を積極的に進めること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

これまでも高齢女性に限らず、地域住民が抱える複合的な課題に対し、生活困窮者自立支援制度だけではなく、庁内外関係機関とも連携し、相談者の立場に寄り添いながら貧困等の課題解決に向けて取り組んでおり、今後も取組を継続してまいります。

また、周知につきましては、広報とまこまいのみならず、公共施設や駅構内、スーパー・コンビニエンスストア・医療機関や薬局等に周知用ポスター及びカードを置いていただくことを継続し、今後も一人でも多くの生活困窮者の方に届くよう、周知に取り組んでまいります。

（7）積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対する除雪、暖房給付

積雪・寒冷地で生活する低所得高齢者に対し、除雪・暖房を保障する給付を設けること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

除雪につきましては、高齢や障がい等により自力での除雪が困難であり、ご親族、地域の方などの支援を得られない世帯を対象に、ボランティアの協力を得て必要最低

限の生活道路等の除雪支援を行う「雪かきボランティア事業」を、本市独自の取組として実施しております。

また、暖房につきましては、生活保護受給には至らない、保護基準と同等若しくはそれ以下の収入で生活している低所得の高齢者・障がい者に対し、冬期間の暖房費の一部として1世帯当たり1万円を助成する「ぬくもり灯油事業」を、こちらも本市独自の取組として平成24年度から実施しております。

現状以上の対応は財源等の問題もあり難しいところですが、今後も引き続き、高齢者等世帯への支援に努めてまいりたいと考えております。

2、地域公共交通を軸とする移動保障の充実について

(1) 地域公共交通の充実

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がい者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。

さらなるJR北海道の経営自立に向けた支援を着実に実施すること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

地域公共交通の整備については、令和3年6月に策定した「苫小牧市地域公共交通計画」に基づき、公共交通協議会の場で議論を重ねてまいりました。

その中で、計画の基本理念である「将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの形成」に向けて、鉄道を含めた各施策を進めているところであり、市民の日常生活にとって必要不可欠な公共交通の確保について、引き続き取り組んでいるところです。

JR北海道については、国や北海道による支援が行われておりますが、市としては、沿線自治体と連携し、モニター事業やラッピング列車の運行など、利用促進につながる取組を推進することにより、JRを支援してまいります。

(2) 運転免許証返納者の移動手段確保

事故防止の観点から運転免許証を返納した者が、社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき移動手段を整えること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

市内路線バスについては、運転手不足が深刻化し、路線維持が困難な状況を受けて、

令和6年4月に、市民の皆様の利便性を最大限に確保しつつ、バス路線再編を行いました。

高齢者の運転免許返納に伴い、通院や買い物など、日常生活における移動手段の確保はますます重要になっています。

「苫小牧市地域公共交通計画」に位置付けた施策を推進することにより交通手段の維持に努めるとともに、昨年から実証を行っている自動運転バスなどの、新たなモビリティサービスの導入も視野に入れ、移動手段の確保に取り組んでまいります。

3、ジェンダー平等について

(1) ジェンダー平等実現に向け、男女共同参画基本法に基づく「第5次男女共同参画基本計画」の充実を図り着実に実施し、社会制度・慣行の見直しすること。

① 学校・社会教育をはじめとする諸事業にジェンダー平等の視点を反映すること。

【回答】（教育部指導室、生涯学習課 担当）

学校現場におけるジェンダー平等につきましては、市の出前講座など、専門的知識をもった講師を招くことにより、児童生徒が必要な知識について学ぶ機会を設けるなどの取組を進めております。

今後につきましても、学校で直接児童生徒の指導を行う教職員が、多様な性について正しく理解できるように、教職員に対して研修の機会を与えるなどの取組を進めてまいります。

② 政策・方針など意思決定の場に女性の参加を拡大すること。特に防災・復興に関する方針決定、現場対応について早急に対応すること。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

現在、本市におきましては、市長とジェンダーミーティング等において、女性活躍が推進されるよう啓発、事業等を実施するほか、市の審議会委員等に女性を増やすため、登録制の女性人材バンク制度を導入しております。これらを継続することで、市民の意識の醸成を図り、政策、方針など意思決定の場に女性の参加が拡大するよう努めてまいります。

（市民生活部危機管理室 担当）

災害に強いまちづくりのためには女性の視点が重要であり、昨年には、能登半島地震を教訓とした「ジェンダー視点から防災を考えるセミナー」を開催したほ

か、防災ハンドブックの改訂に合わせて、女性視点の備蓄品も追加しております。

今年度からは「苫小牧市地域防災計画」の改訂作業を進めており、防災会議における女性委員5名のご意見も伺った上で、女性視点の内容も盛り込みながら、防災体制の強化を図るほか、防災会議へのさらなる女性参加の拡大に努めてまいります。

- ③ 家庭内の無償労働が女性に偏っているなど、性別役割分業やアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消し、女性の就業を支援すること。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

SNSやパネル展での啓発や男女平等参画についての川柳コンテスト等の作品展示により、市民の皆さまに性別の役割分担意識や無意識の偏見について考えていただき、これらの解消を目指してまいります。

（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、平成28年度から、女性に特化した就業支援事業を実施しており、家庭と仕事の両立や在宅ワークをテーマにしたセミナーの開催などにより、女性の多様な働き方の実現を支援しております。

このほか、市内企業を対象に、働きやすい職場環境づくり等の支援を行うことで、就業や職場定着を促進しております。

これらの事業により、今後も引き続き、女性の「はたらく」をサポートしてまいりたいと考えております

- ④ 女性は非正規雇用者の割合が高いことが貧困の一因となっていることから、待遇改善と正規雇用化への対応をはかること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

本市任期付職員及び会計年度任用職員においては、これまで人事院勧告に基づく給与の引き上げや休暇制度の見直しを実施するなど、待遇改善に努めているところです。

また、本市職員採用においては、競争試験による選考を原則としており、非正規職員を正規職員に登用する場合についても競争試験を経たうえで決定してまいり

ますが、引き続き採用試験における年齢要件などの受験資格の見直しや、正規職員として活躍が期待できる方へ採用試験の受験を促すなど、性別を問わず優秀な人材の確保に努めてまいります。

（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

市では、結婚や出産を機に離職した女性などを対象に、就職に役立つスキルやビジネスマナーを習得し、企業とのマッチングを図り就職につなげる「なでしこ就職応援事業」を実施しているほか、市内企業の職場環境や処遇の改善を支援する「職場改善コンサルティング事業」を実施しております。

このような事業の継続に加え、有期雇用契約が5年を超えて更新された場合、労働者からの申し出により無期雇用契約に転換される、無期転換ルールを周知してまいります。

- ⑤ 「広報とまこまい」へジェンダー平等についての記事を掲載し、市民への周知を進めること。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

広報とまこまいへのジェンダー平等の記事掲載につきましては、毎年6月に「男女共同参画週間」関連の記事を掲載するほか、審議会委員への女性登用を積極的に進めるための「女性人材バンク」の紹介などを通して、今後も啓発活動を継続してまいりたいと考えております。

（2）女性の社会的尊厳の確立に向けた施策を推進すること

- ① DVや暴力を含むハラスメントの解消をはかること。そのためにILO第190号条約批准を進めること。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

DVや暴力防止のために若年層向けのデートDV防止出前講座等を継続して実施してまいります。また、ILO第190号条約の批准につきましては国が行うことであり、市としてできることは少ない状況ですが、機会がある度に批准するよう声を上げてまいります。

- ② 一人ひとりの尊厳が守られ、男女の性別に関係なく平等に遇されるよう「選択的夫婦別姓」を早期実現すること。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

令和4年1月に市が実施した、男女平等参画に関する市民意識調査によりますと、一定程度の方がどちらでも選択できるようにしたほうが良いと回答しており、夫婦別姓について賛成意見が比較的高い結果となりました。今後、意見を述べる機会がある場合には、この調査結果を伝えてまいりたいと考えております。

- ③ 女性の人権とジェンダー平等を確保するため、「女性差別撤廃条約選択議定書」の早期批准を実現すること。

【回答】（総合政策部協働・男女平等参画室 担当）

2024年10月、女性差別撤廃条約の実施状況について、8年ぶりに日本が審査対象となり、今回も「女性差別撤廃条約選択議定書」を批准するよう勧告されております。この批准につきましては国が行うことであり、市としてできることは少ない状況ですが、機会がある度に批准するよう声を上げてまいります。

- ④ 国内法を整備し、ILO111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）の早期批准をはかること。

【回答】（産業経済部工業・雇用振興課 担当）

雇用・職業上の差別待遇を受けない権利を保障するILO（国際労働機関）第111号条約については、現在日本では批准されておりませんが、職業の差別については、労働基準法をはじめ、男女雇用機会均等法、障害者雇用促進法、職業安定法等において禁止されているものと認識しております。

市といたしましては、これらの国内法整備の動きを注視するとともに、男女差別の解消をはじめ、障がい者、外国人など誰もが働きやすい職場づくりを通して、差別待遇の解消を図ってまいりたいと考えております。